

第3章 自転車の活用推進を取り巻く状況

3-1 観光振興

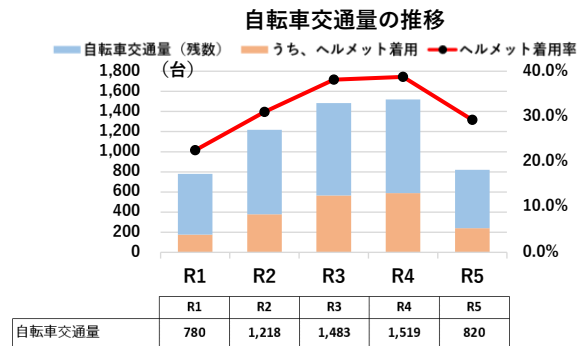
◆3.1.1 広域的な周遊観光サイクルルートの整備状況

- 京奈和自転車道が令和3年4月1日に概成(県内は75km)し、京奈和自転車道における自転車交通量は増加したものの停滞している状況です。
- 世界遺産周遊サイクルルートは、令和3年度より事業着手、令和6年度で一部区間を除き完了予定です。

▼サイクルルート図



▼京奈和自転車道の交通量調査結果

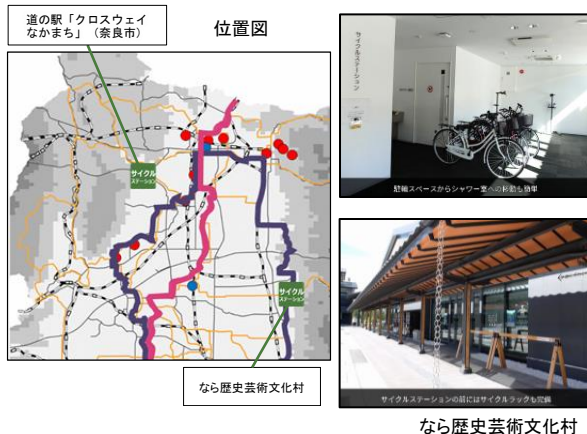


※R5の交通量は調査時期が遅く、調査日は雨天で気温も低い状態での暫定値

◆3.1.2 サイクリストの受入環境

- 令和4年3月21日に「なら歴史芸術文化村」がオープンしました。
- 県内のサイクルステーションは4施設です。
 - ・平城宮跡歴史公園 天平みはらし館
 - ・まほろば健康パーク スイムピア奈良
 - ・県立橿原公苑ジョギング&サイクリングステーション
 - ・なら歴史芸術文化村
- 令和5年度にサイクルステーション(道の駅「クロスウェイなかまち」)の建築本体工事、舗装工事が完了し、令和6年度にオープン予定です。
- 近鉄田原本線で近鉄、県、近隣各町が連携してサイクルトレインを運行しています。令和4年は春と秋に期間限定での実施、令和5年4月より通年実施されました。
- ならクル・サポーターの認定※認定施設数(令和6年3月末時点)
 - ・自転車の休憩所:186施設
 - ・サイクリストにやさしい宿:56施設
 - ・サイクリストにやさしい駐車場:8施設

▼県内のサイクルステーション



▼ならクル・サポーターの取組み

ならクル・サポーターの取組

自転車の休憩所

- 『自転車の休憩所』は、自転車利用者の皆様がサイクリング中に気軽に立ち寄って休ませていただける施設です。
- 現在189施設あります。(令和6年3月末時点)

トイレ 駐輪スペース スポーツサイクル貸出

サイクリストにやさしい宿

- 『サイクリストにやさしい宿』は、自転車を安心して屋内に保管でき、自転車搬送サービスの取次可能な宿泊施設です。
- 現在57施設あります。(令和6年3月末時点)

① 自転車を安心して屋内に保管
 ● そのままの状態でもしくは搬送袋等に収納した状態で、書室に持ち込み可能
 ● そのままの状態でもしくは、一般客の立ち入りしない施設可能な場所、もしくは玄関やロビーで保管可能

② 自転車搬送サービスの取次
 ● 宿泊者が送った自転車の受取や保管、滞在後の自転車搬送の取次が可能

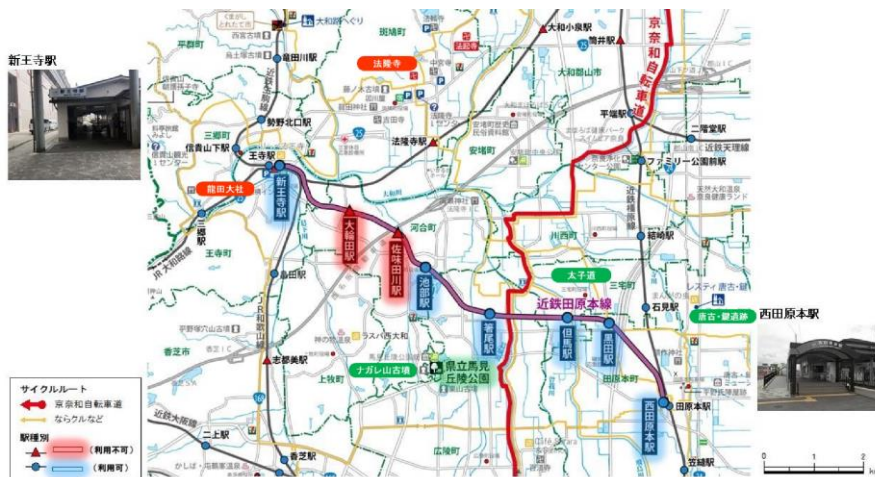
サイクリストにやさしい駐車場

- 『サイクリストにやさしい駐車場』は、車で来られるサイクリストが、駐車券を無料で利用可能な施設です。
- 現在8施設あります。(令和6年3月末時点)

無料利用可能な駐車スペース

※ 専用で以下のようなサービス(無料)が受けられます
 ① 駐輪 ② 充電 ③ シャワーもしくは温泉施設

▼近鉄田原本線周辺図(新王寺駅～西田原本駅)



▼近鉄田原本線でのサイクルトレインの様子



◆3.1.3 情報発信

- 令和4年度に「奈良県自転車利用総合案内サイト」を大幅に改修しました。
- 奈良でのサイクリングの魅力発信を目的とした「サイクルフォトシェア in 奈良」を令和4年度春・秋のサイクルシーズンに開催しました。(春:4月～7月、秋:9月～12月)
- サイクルステーションやならクル・サポーターの情報を掲載している京奈和自転車道サイクリングマップ、サイクリングマップ奈良の配布をしております。
- なら自転車遊歩の配布をしております。
- 県内のサイクリングコースを実際に自転車で走った動画をホームページやYouTube等で配信しております。(1.1万回視聴 2020年10月20日公開)
- 令和5年11月のアンケートでは、自転車利用の情報入手方法として、観光目的の利用者はホームページやSNS、サイクリストはサイクリングマップ、SNS、YouTube、日常利用者はSNSの利用が多い結果となりました。

▼奈良県自転車利用総合案内サイト



▼サイクルフォトシェア in 奈良の開催



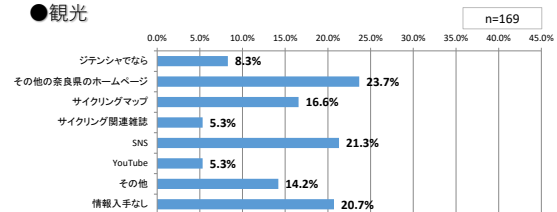
▼サイクリングマップの配布



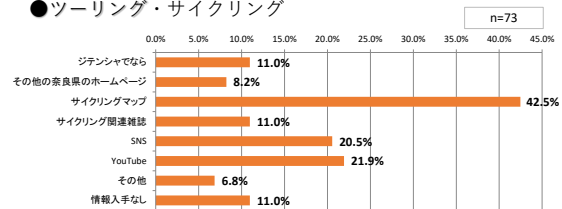
▼自転車利用に関するアンケート調査結果

【自転車利用に関する情報入手方法】

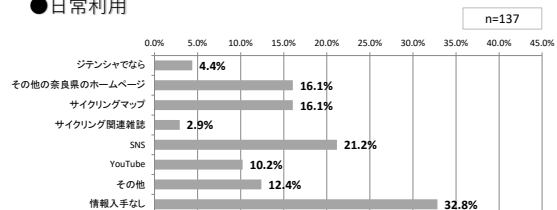
●観光



●ツーリング・サイクリング



●日常利用



▼YouTube 動画配信



◆3.1.4 イベントの開催状況

- 奈良県、大阪府、大和川周辺自治体、国土交通省が連携して「大和川サイクル月間」を開催しました。
(令和5年10月21日～12月3日)(参加者数:326名)、
(令和6年10月12日～12月1日実施予定)
- 「モバイルグランフوند in 奈良・吉野」の開催支援
(令和5年4月～令和5年12月)(参加者数:592名)、(令和6年4月～R6.12月実施)
- 「ツアー・オブ・奈良・まほろば」の開催支援
(令和5年8月26、27日)(参加者数:168名)、(令和6年8月25日、10月19日実施予定)
- 「ヒルクライム大台ヶ原 since2001」の開催支援
(令和5年9月10日)(参加者数:386名)、(令和6年9月8日実施予定)

▼奈良県におけるイベント開催状況

モバイルグランフوند in 奈良・吉野	ツアー・オブ・奈良・まほろば	ヒルクライム大台ヶ原 since2001
 <p>【イベント概要（令和5年）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○16回の歴史をつないできた「山岳グランフوند in 吉野」を継承する、奈良県全土をステージとしたイベント。 ○モバイルデバイスを持って地図上のチェックポイントを巡る無料の「ポイントラリー」と、応募された少人数の参加者が、開催地点周辺のチェックポイントをめぐる有料のサイクリングイベント「ワンデイポイントラリー」で構成されるハイブリッドイベント。 ○実施期間 令和5年5月～12月 	 <p>【イベント概要（令和5年）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奈良県奥大和地域の風光明媚な自然や歴史を、自転車を通じて楽しむサイクリングイベント。 ○基本コースをベースにチェックポイントを掲載したマップを渡し、マップを参考にして、2人以上のチームで協力しながら、自由にチェックポイントを巡るサイクリングイベント。 ・山添・満天コース（基本コース約59km） ・宇陀・東吉野コース（基本コース約58km） 	 <p>【イベント概要（令和5年）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近畿の屋根と言われる吉野熊野国立公園内に位置する大台ヶ原の神秘の峰々を望みながら走る、距離28km、標高差1240mを競うタイムレース。 ○ロードクラス、MTBクラス、チーム（ロード）クラス、親子クラス、カップルクラスに加え、2017年より小学校4年生～中学校3年生までの「ジュニアクラス」、小学校1年生～3年生までを対象とした「キッズクラス」を設定。
 <p>写真出典:モバイルグランフوند in 奈良・吉野HP</p>	 <p>写真出典:スポーツ振興課</p>	 <p>写真出典:ヒルクライム大台ヶ原 since2001HP</p>

3-2 まちづくり

❖3.2.1 市町村版活用推進計画の策定状況

- 自転車活用推進法により市町村版も計画策定が努力義務化になりました。
- 市町村へ、機会があるごとに策定を啓発しています。
- 現時点の策定市町村は、東吉野村のみですが、今後、五條市、御所市、葛城市、宇陀市、平群町、安堵町、高取町、広陵町、河合町の9市町が策定を予定しています。

▼東吉野村自転車活用推進計画（一部抜粋）



❖3.2.2 シェアサイクルの導入

- 令和5年9月に国土交通省が「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を策定しました。
- 県内のシェアサイクル事業者と公共用地でのサイクルポート設置について協議します。
 - ・奈良バイクシェア(25ポート)
 - ・ハローサイクリング(39ポート)

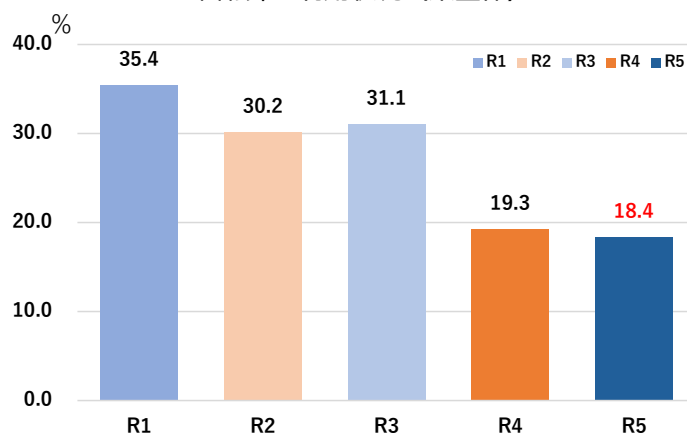
▼左：奈良バイクシェア、右：ハローサイクリング



❖3.2.3 自転車利用率

- 奈良県全体の自転車利用率は18.4%(令和5年県民アンケート結果)です。

▼自転車の利用状況（県全体）





◆3.2.4 県内の自転車通行空間の整備状況

- 車道における自転車専用の通行空間として、普通自転車専用通行帯等の整備を推進(R6年6月末時点、1,550mの普通自転車専用通行帯が整備)
- 県内3箇所で矢羽根型路面標示等の自転車通行空間整備を実施しました。
 - ① 県道戸毛久米線(檀原市)
 - ② 県道檀原神宮公苑線(檀原市)(整備中)
 - ③ 県道矢田寺線(大和郡山市)

▼ 県道戸毛久米線(檀原市)の整備後の状況



▼ 普通自転車専用通行帯(広陵町内)



❖ 3.2.5 自転車通勤の促進

- 奈良県での通勤・通学の自転車利用率は約 11%(R2 国勢調査)です。※全国平均は 14.2%
- 令和元年に国土交通省が「自転車通勤導入に関する手引き」を策定しました。
- 県内企業動向調査(対象:県内企業約 1,000 社)に併せて、自転車通勤啓発チラシ(国土交通省作成)を送付しています。
- 県内企業に対して、自転車通勤の促進を啓発します。

▼自転車通勤啓発チラシ

自転車通勤をはじめ、あたらしい日常がはじまる。

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトに参加しませんか？

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトとは、自転車通勤を積極的に推進する企業・団体について、自転車通勤推進本部(国土交通大臣)が、以下の基準を満たすものを「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの「宣言企業」に認定します。

- 基準1 2人以上の従業員がいて、F車に駅があること
- 基準2 自転車通勤を奨めていること
- 基準3 自転車の利用に際する必要の安全対策を講じていること
 - ① 自転車通勤に関する従業員向けの安全講習を毎月1回以上実施
 - ② 自転車通勤する従業員の一斉申請書類(申請書の提出)を義務化
- 基準4 社会貢献上、該当するにふさわしくないと判断される事がないこと

宣言企業に認定されると、国土交通省を推進する企業・団体として企業・団体の名が自転車通勤推進本部(国土交通省)のホームページで紹介されます。
 「国土交通省」のホームページや新聞に掲載された「宣言企業の認定」ロゴマークが使用できます。
 ※宣言企業への申請に関する詳細は、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの募集要項をご覧ください。URL: <https://www.jitrnsh-a-kyogikai.jp/assets/pdf/youkou.pdf>

申請に関するよくある質問 (FAQ)

駐輪場
 Q: 認定基準の1つである「駐輪場を確保すること」とは、自前で駐輪場を確保しなければならないのでしょうか？
 A: 認定基準の1つは「駐輪場の確保」が目的ではなく、必ずしも自前で確保する必要はありません。例えば、建物内・建物外に駐輪スペースを確保することや、駐輪スペースの確保が難しい場合は、自転車通勤者への駐輪代金や、シェアサイクルの導入といった様々な方法があります。

安全教育
 Q: 認定基準の1つである安全講習の内容について、決まりはあるのでしょうか？
 A: 安全講習に関する規定はありませんが、自転車利用に関する内容が重要です。そのため、自前で講習を実施しているもので構いません。また、Web講習などの導入でも問題ありません。

保険加入
 Q: 「宣言企業の保険加入」の義務付けとは、どのような内容なのでしょうか？
 A: 非営利法人・私的法人の義務付けに関する規定は、従業員の自転車通勤時の損害責任を「宣言企業」が持つ保険に事業者が加入する方法もあります。
 その他、自転車通勤について詳しく知りたい場合は、下記の手引きをご覧ください。

自転車通勤導入に関する手引き

手引きの概要
 平成30年6月に策定された自転車通勤推進計画に基づき、宣言企業に対する自転車通勤の導入を拡大するため、国土交通省推進本部(国土交通省)において「自転車通勤導入に関する手引き」を策定しました。

「自転車通勤導入に関する手引き」は、これから自転車通勤制度を導入するための参考とするもので、すでにある自転車通勤制度の見直しを行う際の参考となるものです。

具体的な内容は、「自転車通勤」の導入に際して検討すべき事項の整理や自転車通勤導入に必要な自転車通勤制度や自転車通勤申請書(非営利法人)のテンプレートが記載されています。

URL: https://www.jitrnsh-a-kyogikai.jp/assets/pdf/jitrnsh_toshin_manual.pdf

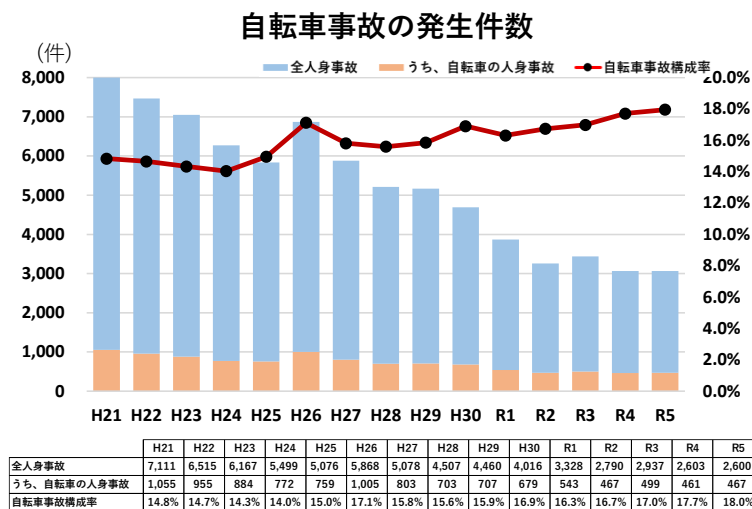
お問い合わせ先
 自転車通勤推進本部(国土交通省) 【文:担当:一般社団法人 日本自転車通勤研究社(株)、奈良県庁、奈良県庁】
 TEL: 03-5621-3115 メールアドレス: jitrnsh@jitrnsh.or.jp

3-3 安心・安全

❖3.3.1 自転車事故の発生状況

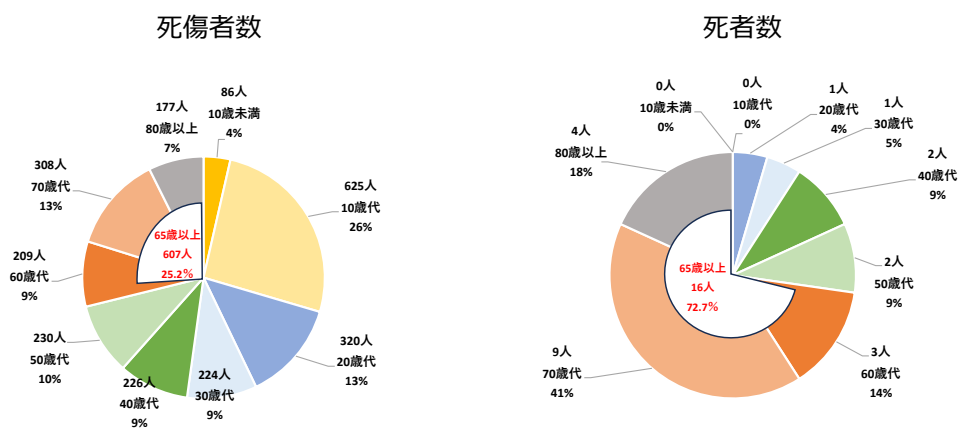
- 自転車の人身事故件数は、減少傾向ではあるが、全事故における自転車事故が占める割合は令和元年以降増加傾向です。
- 特に高齢者は自転車事故に遭った場合、重篤化しやすい傾向(令和元年～令和5年の自転車死亡事故は、死者22人のうち、16人が65歳以上)です。

▼奈良県の自転車事故の発生件数



出典：奈良県警察本部提供データ

▼65歳以上の自転車乗車中の死傷者数・死者数の割合(令和元年～令和5年)

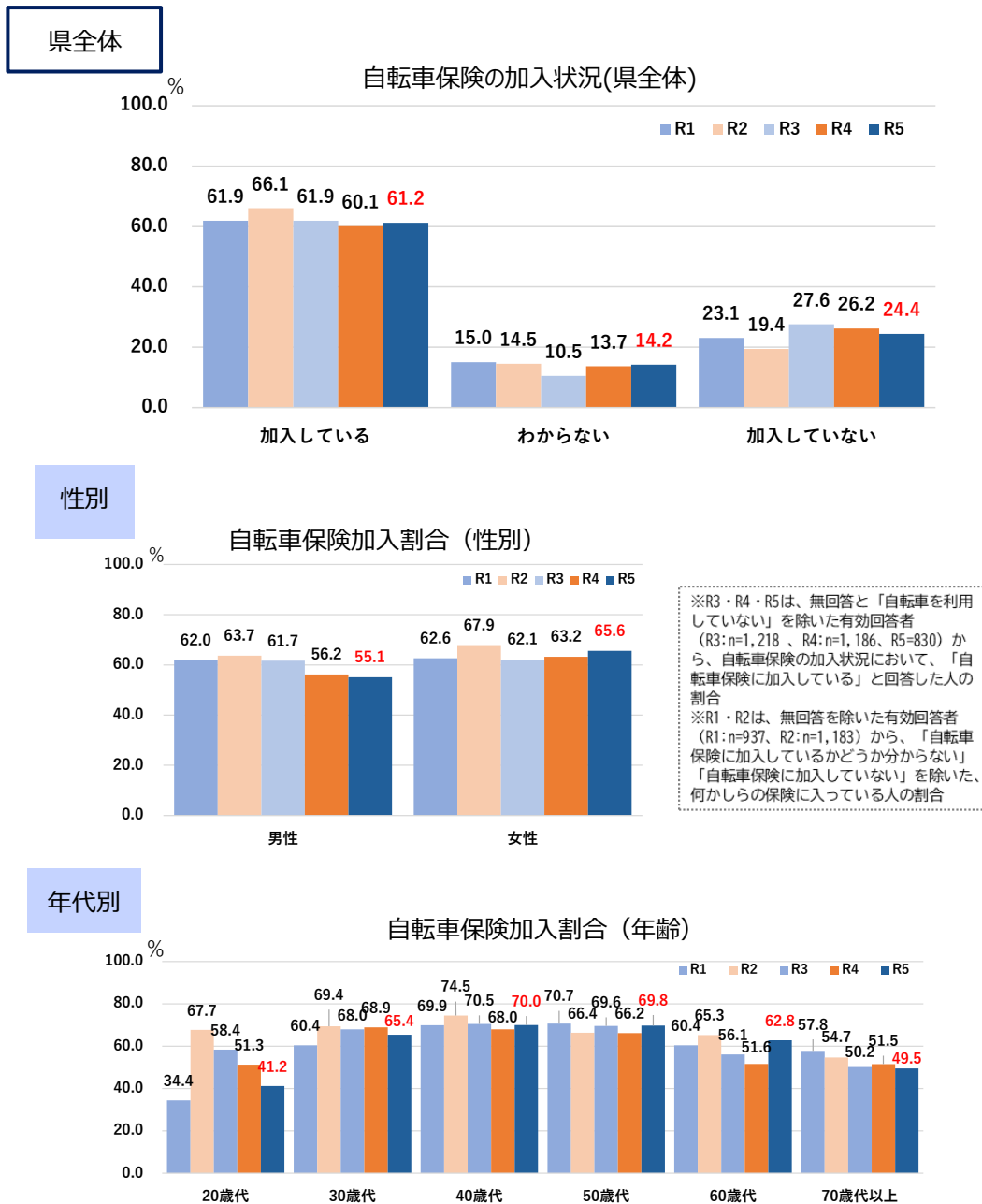


出典：奈良県警察本部提供データより奈良県が作成

❖3.3.2 損害賠償保険や自転車保険の加入率

- 令和5年度の県全体の自転車保険の加入率(令和5年県民アンケート結果)は61.2%で、令和4年度(60.1%)よりやや増加しています。
- 20歳代、70歳代は50%を切っており、他年代より加入割合が低下しています。

▼奈良県の自転車保険の加入状況



出典:奈良県 県民アンケート調査を基に作成

❖3.3.3 ヘルメットの着用率

- 令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。
- ヘルメットの着用率は13.7%です。(令和6年7月奈良県警調査)
- 自転車販売店や防犯登録協会と協定を結び、協力関係を構築し、自転車事故情勢やヘルメット着用を記した啓発チラシを店頭で掲示・配布しています。
- 各種啓発・広報活用を展開しています。

▼交通安全普及活用およびyoutube 動画



▼児童と保護者に対する安全教室



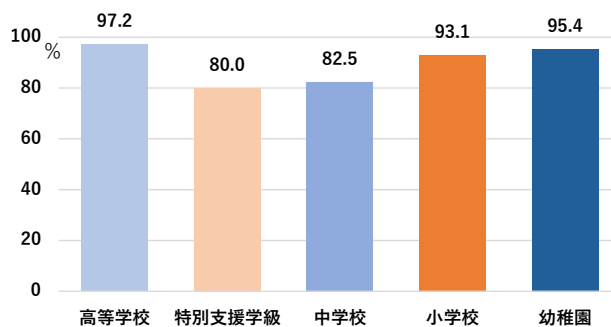
❖3.3.4 交通安全教育に関する取組

- 各種交通安全教育活動・広報活動を展開しています。

▼交通安全教育の実施内容

取り組み	主な内容
自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催	➢ 自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室の開催を実施
教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施	➢ 県教育委員会と協力して、生徒指導担当教職員向けの講義や交通安全教室を実施。また、毎年8月頃に教職員向けに講話や教育資機材を活用した参加体験型の実技講習を開催 ➢ 市町村職員を対象とした交通安全教室を実施
自動車教習場における教育の実施	➢ 指定自動車教習所に対し、県下の交通事故発生状況の提供を行ったとともに、教習指導員を通じて、自転車の通行ルール等について安全教育を実施
高齢者向けの安全教室の実施	➢ テレビ放送・YouTube等を活用した安全教室の動画を配信し、奈良県老人クラブ連合会が発行する機関誌「大椿寿」に自転車安全啓発記事を掲載 ➢ 同会リーダー総会や奈良県シルバー人材センターリーダー総会にて交通安全教育器材VRを活用した自転車安全教育を指導
地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進	➢ 地域交通安全活動推進委員による指導啓発活動及びスキルアップを目的とした講習会を実施
交通安全に関する指導技術の向上	➢ 交通安全教育技能指導官による交通安全教育担当者に対する講習会を実施するとともに交通安全教育資機材の使用方法について指導を実施 ➢ 交通安全教育技能指導官による教育担当者に対する現場指導を実施
自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	➢ 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施する。 ➢ 関係機関・団体と連携した交通安全教室や街頭啓発活動、県警察HP、YouTube・Facebook・X等のSNS、テレビ、ラジオ（ならどっとFM）、各自治体広報紙を活用して自転車通行ルールを周知
交通安全意識向上を図る広報啓発	➢ 春・夏・秋や年末年始の運動の実施要綱を作成し、奈良県交通対策協議会構成員や市町村等へ各季節ごと配布するとともに、HPでも周知 ➢ 令和6年春の交通安全県民運動、交通安全県民運動出発式を実施 ➢ 令和6年秋の交通安全県民大会及び交通安全県民運動出発式を挙行予定。またデジタルサイネージや各自治体広報紙で啓発
自転車運転者講習制度の着実な運用	➢ 定期的に自転車総合対策連絡協議会を開催し、自転車運転者講習制度を周知 ➢ 交通安全教室や啓発チラシ、SNS等を活用した周知 ※自転車運転者の危険行為登録はあるが、講習制度の適用者はいない。
市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援	➢ 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行う。 ➢ 学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行う。
ドライバーに対する安全啓発の実施	➢ 交通安全対策協議会、交通関係団体等と協力した自動車・二輪車ドライバーに対する交通安全教育や安全啓発活動を実施

▼交通安全教室の開催状況



学校種別	特別支援学級	中学校	小学校	幼稚園	平均
97.2%	80.0%	82.5%	93.1%	95.4%	91.4%

❖3.3.5 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組

- 道路標識・路面標示の適切な維持管理と英語併記の道路標識への更新を推進しています。
(令和5年12月時点で県内341か所343枚が英語併記の道路標識)
- 車道における自転車専用の通行空間として、普通自転車専用通行帯等の整備を推進しています(R6年6月末時点、1,550mの普通自転車専用通行帯が整備)。
- 普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しを検討しています。
(令和3年度2区間3,400m、令和4年度1区間240mの交通規制を廃止)
- 自転車横断帯の撤去をしています。(令和4年度121本、令和5年度57本の自転車横断帯を撤去し、令和5年度末において、自転車横断帯の設置は755本)
- 道路管理者と連携して、ゾーン30プラスに向けて低速度規制と組み合わせたスムーズ横断歩道の整備を推進しています。(大和高田市松塚地区、奈良女子大学周辺地区)
- 自転車の走行に影響する悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車に重点を置いた取締りを積極的に推進しています。(重点地区:14地区 令和5年9月末時点)
- 駐車監視員活動ガイドラインに沿って、駐車監視員による放置駐車違反車両の確認を実施しています。
- 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた自転車運転者に対する指導取締りを推進しています。

▼路面標識・路面標示の適切な維持管理と英語併記の道路標識への更新を推進



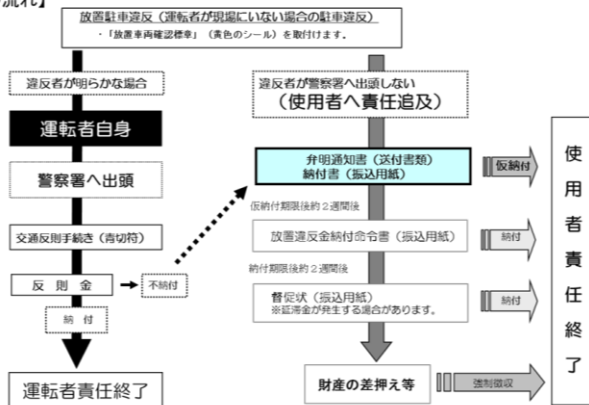
▼ゾーン30プラス松塚地区





▼放置駐車違反に対する取締りの流れ

【責任追及の流れ】



※ 放置駐車違反を繰り返した場合、車両の使用制限命令を受けることがあります。
（使用者責任の場合は、運転免許の行政処分点数は付加されません。）

▼自転車運転者に対する指導取締りを実施



▼自転車の活用推進を取り巻く状況（安心・安全）（参考）交通安全教育・啓発に関する取組一覧

取り組み	主な内容
自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室の開催を実施
教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県教育委員会と協力して、生徒指導担当教職員向けの講義や交通安全教室を実施。また、毎年8月頃に教職員向けに講話や教育資機材を活用した参加体験型の実技講習を開催 ➤ 市町村職員を対象とした交通教室を実施
違法駐車の積極的な取締り	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定自動車教習所に対し、県下の交通事故発生状況の提供を行ったとともに、教習指導員を通じて、自転車の通行ルール等について安全教育を実施
駐車監視員による違法車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ テレビ放送・YouTube等を活用した安全教室の動画を配信し、奈良県老人クラブ連合会が発行する機関誌「大椿寿」に自転車安全啓発記事を掲載 ➤ 同会リーダー総会や奈良県シルバー人材センターリーダー総会にて交通安全教育器材VRを活用した自転車安全教育を指導
地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域交通安全活動推進委員による指導啓発活動及びスキルアップを目的とした講習会を実施
交通安全に関する指導技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交通安全教育技能指導官による交通安全教育担当者に対する講習会を実施するとともに交通安全教育資機材の使用方法について指導を実施 ➤ 交通安全教育技能指導官による教育担当者に対する現場指導を実施
自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施する。 ➤ 関係機関・団体と連携した交通安全教室や街頭啓発活動、県警察HP、YouTube・Facebook・X等のSNS、テレビ、ラジオ（ならどっとFM）、各自治体広報紙を活用して自転車通行ルールを周知
交通安全意識向上を図る広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 春・夏・秋や年末年始の運動の実施要綱を作成し、奈良県交通対策協議会構成員や市町村等へ各季に配布するとともに、HPでも周知 ➤ 令和6年春の交通安全県民運動、交通安全県民運動出発式を実施 ➤ 令和6年秋の交通安全県民大会及び交通安全県民運動出発式を挙行予定。またデジタルサイネージや各自治体広報紙で啓発
自転車運転者講習制度の着実な運用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定期的に自転車総合対策連絡協議会を開催し、自転車運転者講習制度を周知 ➤ 交通安全教室や啓発チラシ、SNS等を活用した周知 <p>※自転車運転者の危険行為登録はあるが、講習制度の適用者はいない。</p>
市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行う。 ➤ 学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行う。
ドライバーに対する安全啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交通関係団体等と協力した自動車・二輪車ドライバーに対する交通安全教育や安全啓発活動を実施